建築基準法第51条の規定による廃プラスチック類の破砕施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

【建築基準法第51条(要旨)】

都市計画区域内においては、廃プラスチック類の破砕施設など政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ建築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合はこの限りでない。

【申請概要】

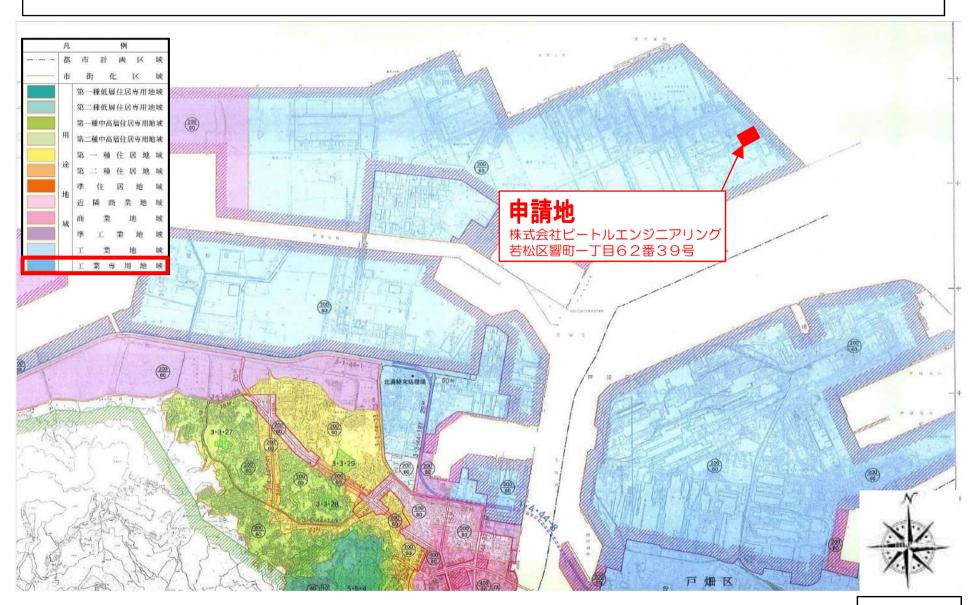
申請者	敷地の位置(用途地域)	面積	備 考(処理施設の種	備 考(処理施設の種類及び処理能力)	
株式会社ビートルエンジニアリング	北九州市若松区 響町一丁目62番39号	敷地面積 8,301.6 建築面積 1,840.9		処理量【/日(8時間)】	
	(工業専用地域)		・廃プラスチック類の破砕施設(t)	38.32	
		延床面積 1,907. 5 (申請部分	が。	処理量【/日(24 時間)】 37.00 19.40 29.28 46.08 46.08 46.08 17.16 47.40	

【建築基準法第51条ただし書の規定による許可を必要とする理由】

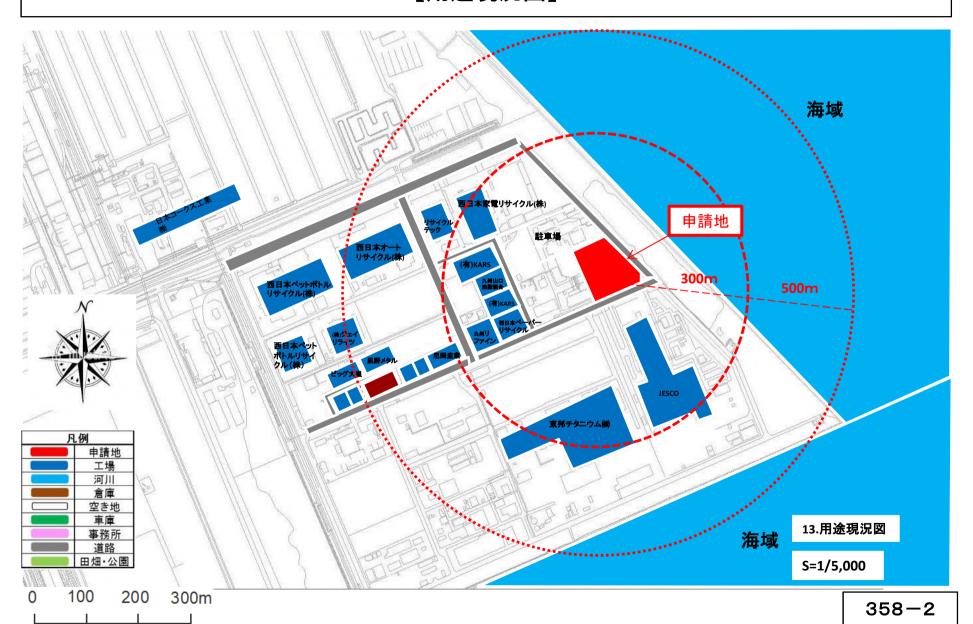
申請者は当該地において令和元年8月の都計審の議を経て、令和元年9月2日に、汚泥、廃プラスチック類、産業廃棄物の焼却施設の許可を受けている。 今回既存の施設内に、破砕機の設置を計画しているもの。

今回の計画により、破砕施設の1日当たりの処理能力が、建築基準法施行令第130条の2の2に規定する「位置の制限を受ける処理施設」に該当することから、 再度、建築基準法第51条ただし書の規定による許可を必要とするものである。

建築基準法第51条の規定による廃プラスチック類の破砕施設の用途に供する建築物の敷地の位置について 【付近見取図(用途地域図)】



建築基準法第51条の規定による廃プラスチック類の破砕施設の用途に供する建築物の敷地の位置について 【用途現況図】

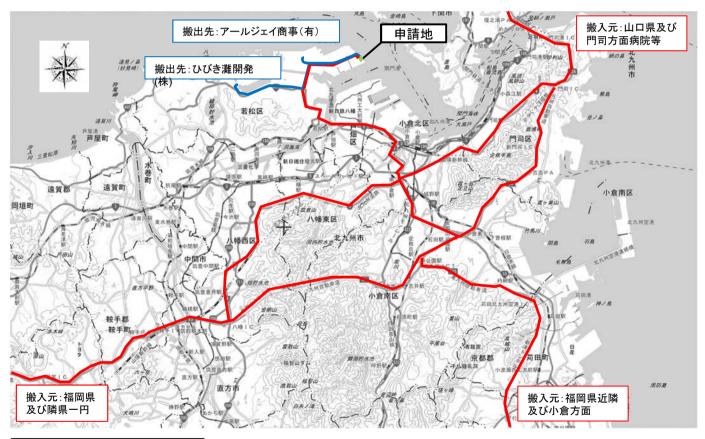


建築基準法第51条の規定による廃プラスチック類の破砕施設の用途に供する建築物の敷地の位置について 【運搬計画図】

1. 計画概要

廃棄物は北九州市及び近隣県の排出事業者から収集運搬業許可を受けた業者により申請地へ搬入する。 破砕後のリサイクル可能な金属はアールジェイ商事へ搬出し、その他は既存焼却炉にて焼却を行う。焼却後の残さ(燃えがら及び飛灰)については、 最終処理場であるひびき灘開発㈱へ搬出する。

主な搬入出経路は、(都市)高速道路、国道、主要地方道を通り、市街地を極力避けた経路となっている。



凡例 ——:搬入経路

2. 運搬計画

(1)搬入出量

■搬入 廃棄物 47.4t/日 ■搬出 燃えがら 3.5t/日 飛灰 1.0t/日 金属 0.3t/日 計 4.8t/日

(2) 搬入出の起点及び終点

- ■搬入物の起点 産業廃棄物の搬出事業者 北九州市内及び近隣県 自社工場 西原商事第7工場 箱崎工場
- ■搬入終点 申請地(若松工場)
- ■搬出起点 申請地(若松工場)
- ■搬出終点
 - ・金属(リサイクル) アールジェイ商事(有)
 - ・燃えがら 飛灰 ひびき灘開発㈱(管理型埋立処分場) 若松区浜町一丁目18番地1
- (3) 搬入出台数
- ■搬入 50台/日
- ■搬出 2台/日(1台/日増) 合計 52台/日(1台/日増)